

蒲郡市水道事業指定給水装置工事事業者 各位

蒲郡市 上下水道部 水道課長

管路に設置する浄水器・活水器等の取扱いについて（通知）

給水装置の管路に設置する複数水栓対応形の浄水器・活水器等（以下「P O E 形浄水器等」という。）について、水質の責任分界点及び配水管への逆流防止を考慮し設置における設計・施工について必要事項を定めましたので、ここに通知します。なお、この通知と同じ内容を給水工事施工基準に反映しますので、よろしくお願ひします。

記

1 設置基準（別紙図1参照）

- (1) メーター下流側にP O E 形浄水器等を設置することとし、P O E 形浄水器等の上流側に止水栓を設置し、かつ逆流防止の措置が講ぜられていること。
- (2) 磁気を利用したP O E 形浄水器等は、メーター筐より50cm以上離して設置すること。
- (3) P O E 形浄水器等の上流側に水栓を1栓以上設置すること。
- (4) 損失水頭を考慮して水理計算を行い、必要があれば増径すること。
- (5) 工事申込者から維持管理に必要な事項を記載した「誓約書」を給水装置工事申込書に併せて提出すること。※様式は任意とするが、例は別紙参照。

2 水質の責任分界点について(別紙図1参照)

P O E 形浄水器等の上流側に設置された止水栓を水質の責任分界点とする。

3 適用開始

令和元年11月25日（月）付けの給水装置工事申込書受付分から適用する。

4 留意事項

- (1) この取扱いは、専用住宅について適用するものであり、集合住宅やビル等についてはその都度給水係へ相談すること。
- (2) 図面には、P O E 形浄水器等が設置されていることがわかるようにすること。詳細は別紙図2参照のこと。
- (3) 工事事業者は、工事申込者に対してP O E 形浄水器等の維持管理について十分な説明を行い、理解を求めること。
- (4) 浄水器・活水器等は、浄水器、活水器の他、これらを組み合わせた器具や水道水の水質を科学的、物質的に変化させる器具のことをいい、アルカリイオン整水器、ミネラル水生成器、防錆防止を主目的とした磁気式等の水処理装置等を含むものとする。

担 当	水道課 給水係 永井、柴田
電 話	0 5 3 3 - 6 6 - 1 2 0 6
ファックス	0 5 3 3 - 6 6 - 1 1 8 2

図1 専用住宅におけるPOE形浄水器等の設置例

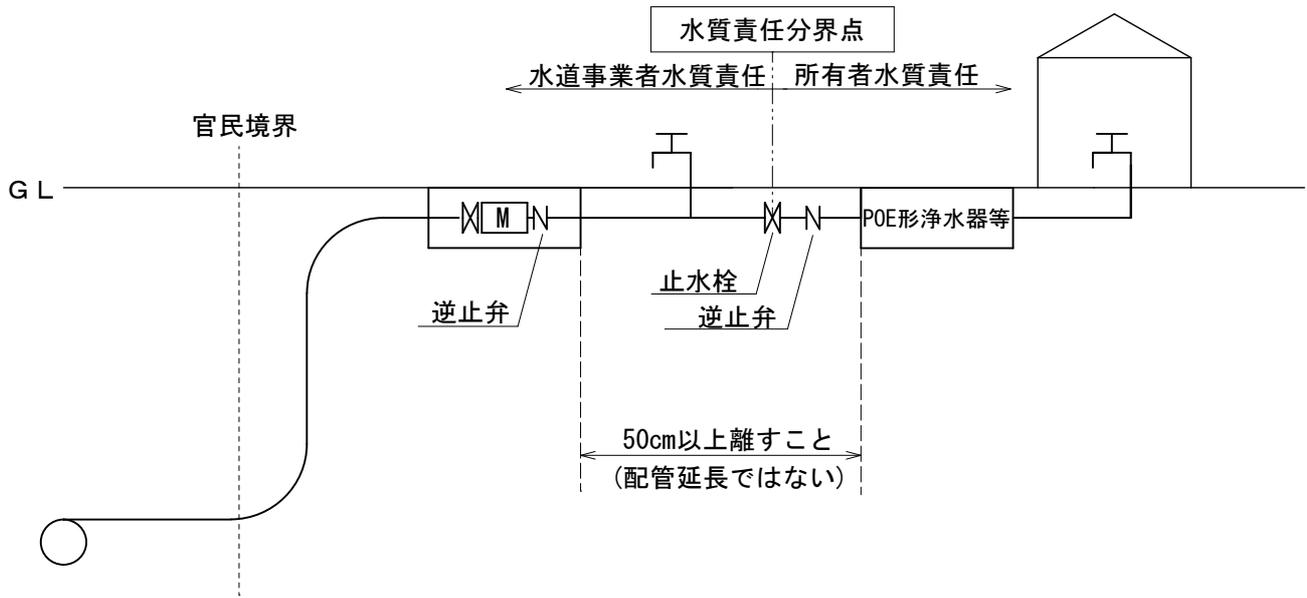
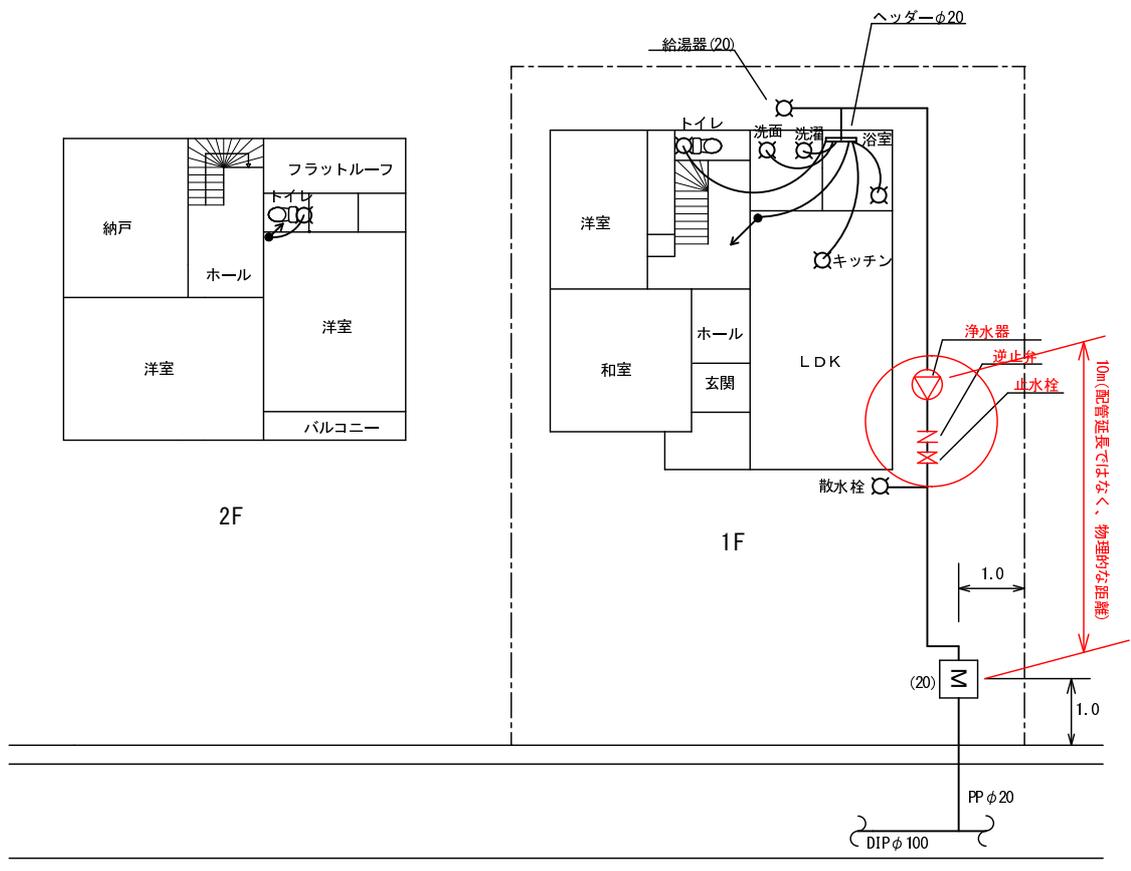


図2 図面の書き方



複数水栓対応形浄水器・活水器等の設置に関する誓約書

蒲郡市水道事業

蒲 郡 市 長 様

申込者 住所

氏名.....

蒲郡市_____における、給水装置への複数水栓対応形浄水器・活水器等の設置について、下記の事項を条件とすることを誓約致します。

記

- 1 複数水栓対応形浄水器・活水器等を通過した水の水質管理は、給水装置所有者（工事申込者）が責任を負います。
- 2 複数水栓対応形浄水器・活水器等を十分な注意をもって適正な管理を行います。
- 3 複数水栓対応形浄水器・活水器等に起因して水圧低下・出水不良等の問題が生じた場合は、給水装置所有者（工事申込者）の責任で解決します。
- 4 第三者へ譲渡する場合は、この誓約書の趣旨を譲渡人に十分に理解、把握させ、承継します。